

【定期検査】令和4年11月 那覇市水道水質検査結果 注1)

■採水年月日: 令和4年11月21日 注2) ■水質検査機関: (一財) 沖縄県環境科学センター

■水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査(色度、濁度及び遊離残留塩素等9項目)を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
■那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を実施し、供給する水の安全性を確認しています。
■上下水道局が行った全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。

Table with 12 columns: 番号, 検査項目, 前田系, 真地系, 上識名系, 新川系, 上間系, 赤嶺系, 豊見城系, 大名系, 安里系, 泊系, 水道水質基準等. Rows include 1-52 (health-related), 52 (total dissolved solids), 53-54 (temperature), 55-72 (water quality management targets), and 73-76 (self-inspection).

注1) 検査結果の欄中、(数値)は(数値)未満のこと。 (※は、暫定目標値です)
注2) 番号72の有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)の採水については、令和4年11月14日に実施しています。
注3) 水道水質基準等の欄中、法定基準項目(番号1～番号52)については基準値、行政通知の管理目標設定項目(番号55～番号72)については目標値、その他の項目については()内に単位を記載しています。上記の番号1～番号51の基準値は水道法第4条に基づく基準であり、番号52の遊離残留塩素の基準値は水道法22条に基づく基準です。
注4) 番号72の暫定目標値は、ヘキサフルオロエタン(SF6)及びペルフルオロオクタン(SF8)の量の和として、0.0005mg/L(50ng/L)以下です。